



平成18年2月10日

各 位

上場会社名	アサヒビール株式会社
コード番号	2502
本店所在地	東京都中央区京橋三丁目7番1号
問合せ先	
責任者役職名	広報部長
氏 名	古田土 俊男
電 話 番 号	03(5608)5126

取締役、監査役及び執行役員に対する新株予約権発行に関するお知らせ

(商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行)

当社は平成18年2月10日開催の取締役会において、取締役、監査役及び執行役員に対し商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づいてストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成18年3月30日開催予定の当社第82回定時株主総会において承認を求めることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

取締役、監査役及び執行役員の報酬体系において、株価を反映するストックオプション制度を実施することにより、株主重視の経営を推進するとともに、経営の健全性を一層高めていくため。

2. 新株予約権割当の対象者

平成18年3月30日開催の第82回定時株主総会終結の時をもって在籍する取締役、監査役及び同日開催の取締役会終結の時をもって在籍する執行役員。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式620,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

但し(4)の規定に従い行使価額が調整されたときは、次の算式により目的となる株式の数を調整する。なお、調整前行使価額は(4)に定める行使価額調整式(以下「行使価額調整式」という。)による調整前行使価額を意味し、調整後行使価額は同調整式に

よる調整後行使価額を意味する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

なお、各対象者に付与された新株予約権の目的となる株式の数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的となる株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の数

6,200個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式100株。但し、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額及び発行日

無償とし、平成18年3月30日に発行する。

(4) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権発行日の終値を下回ることを得ない。なお、株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、自己株式の処分をする場合、又は時価を下回る価額をもって当社の株式を取得することができる新株予約権もしくはかかる新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たりの行使価額}}{\text{分割} \cdot \text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新株発行による増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新株発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」に、「分割・新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとし、以下本「3」において必要に応じて同様の読み替えを行うものとする。行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額調整式の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を適用する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年3月30日から平成28年3月29日まで

(6) 新株予約権行使の条件

- ・新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役、監査役または執行役員の地位を失ったのちも新株予約権割当契約書に定めるところにより権利を行使することができる

る。

- ・また、新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間開始後死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約書に定めるところにより権利を行使することができる。
- ・その他、権利行使の条件は、新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

新株予約権者が(6)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は、当該新株予約権者に付与された新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡、質入の禁止

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

前号以外の新株予約権の譲渡その他の処分に関する制限は、当社と個別の新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において規定する。

(9) 株式交換及び株式移転時の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い、新株予約権に係る義務が当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継された場合においては、承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき金額(権利行使価額)

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の端数は切り上げる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡制限について

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中、資本に組み入れない額

新株の発行価額中資本に組み入れない額は、かかる発行価額の2分の1とする。また、発行価額が調整された場合の資本に組み入れない額は、調整後の発行価額の2分の1とする。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(11) 配当金の支払い

新株予約権の行使により対象者が取得する当社の株式に対する最初の利益配当金は、当該新株予約権行使がなされたときの属する営業年度の初めにおいて新株予約権行使の効力が生じたものとみなして支払う。但し当社が定款に規定する中間配当を行う場合

には、当該新株予約権の行使が1月1日から6月30日までになされたときには1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときには7月1日に、それぞれ新株予約権行使の効力が生じたものとみなして支払う。

(12) その他

新株予約権者は本新株予約権の譲渡、担保権設定、その他一切の処分をなすことができない。

権利行使期間の始期までに新株予約権者が死亡した場合、会社は新株予約権を消却し、相続人が新株予約権を相続することはできない。

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限りこれを発行する。

以 上